

諮 問 書

10 総用送第 227 号
平成 22 年 9 月 30 日

江戸川区公共調達審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者決定基準の策定について、江戸川区公共調達基本条例第 17 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立松江小学校改築工事における落札者決定基準
別紙のとおり、江戸川区立松江小学校改築事業における落札者決定基準に関し意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公共調達基本条例】

（落札者決定基準）

- 第十七条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち、価格及び特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現のための条件が区にとって最も有利なものを落札者とするための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 2 区長は、落札者決定基準を定めるときは、特定公共工事の公共工事過程において、基本理念及び公共工事等についての指針が最大限に実現されるよう配慮しなければならない。
 - 3 区長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。
 - 4 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に係る落札者決定基準を公告しなければならない。

評価項目及び配点（案）

評価項目		提案項目	配点
合計			50
価格以外の評価項目	1 地域社会への貢献、地域環境への配慮	20	
	(1) 災害・緊急時対応 ※ 当該学校に対する点検協定締結は必須とする <10>		
	① 当該学校に対する緊急時対応	●	
	② 近隣区立小・中学校に対する避難所開設等の協力	●	
	③ 江戸川区災害復旧に関する協定の締結実績		
	④ 応急危険度判定員の登録状況		
	⑤ 総合防災訓練、地域における自主防災訓練への取組み状況と協力内容		
	(2) 教育活動・地域諸行事への協力 <5>		
	① 子どもたちに対する教育への貢献と意欲	●	
	② 各種ボランティア活動、地域活動への取組み状況と意欲	●	
	(3) 環境配慮 <3>		
	① エコカンパニーえどがわへの登録		
	② ISO14001の取得状況		
	③ 環境配慮への取組み状況と意欲	●	
	(4) 地域社会への貢献、地域環境への配慮全般に関する取組み	●	<2>
	2 地域経済の活性化	20	
	(1) 区内下請業者等 <15>		
	① 今回工事の区内下請率		
	② 過去工事の区内下請率		
	③ 本店所在地		
	(2) 従業員の安定雇用・能力向上 <3>		
	① 本件工事に直接かかわる従業員に占める区内在住者の比率		
	② 労働者への配慮（従業員の能力向上、福利厚生などへの取組み）	●	
	(3) 地域経済の活性化全般に関する取組み	●	<2>
	3 品質保証・アフターケア	10	
	(1) 品質確保への取組み ※ 10年間の保証は必須とする <4>		
	① 10年を超える品質保証についての具体的内容の提案	●	
② アフターケアについての具体的内容の提案	●		
(2) 工事成績 <4>			
① 過去5年間の江戸川区または東京都発注工事の平均成績			
② 過去5年間の今回工事に携わる監理技術者等の専任工事の平均成績			
(3) 工事に関する提案（安全対策等）	●	<2>	

価格以外の評価項目の評価における視点（案）

評価項目	評価の視点
<p>地域社会への貢献 ・ 地域環境への配慮</p>	<p>地域住民にとって学校施設は単に教育の場というだけではなく、スポーツ、ボランティア活動など地域コミュニティの中核的な施設である。</p> <p>加えて、一たび震災などの災害が発生すれば避難施設としての機能も併せ持つ。災害発生時に避難施設としての機能を発揮させるためには、先ずは使用に耐えるかの安全点検を行い、その上で必要な応急措置や補修を行う必要がある。</p> <p>このことから、今回施工する学校および、その他の学校や区内施設について、災害発生時に建設業者だからこそ担える施設の安全確認点検や復旧作業活動などについて、積極的な取り組みを期待し、その意思を確認するとともに、現場で点検・復旧活動に従事できる技術者や作業員の人員、重機や資機材の内容、並びに現場に駆けつけるまでの所要時間などを重要な評価項目とする。</p> <p>また、子どもたちに対する教育への貢献や地域ボランティア活動への取組み状況、環境配慮への取組み状況なども学校施設を施工する業者として、どのように社会的要請に貢献が出来るのかを確認するために評価項目とする。</p>
<p>地域経済の活性化</p>	<p>地域経済活性化は区民に最も身近な自治体である区に与えられた至上命題であり、活力ある区民生活には不可欠な要素である。</p> <p>小・中学校改築事業は20年以上継続する事業であり、地域経済の活性化につながる大きなチャンスである。地域建設業関係者の活用を積極的に誘導することは、地域産業の成長を促し、雇用の創出並びに安定、そして地域消費活動の増進につながるものである。</p> <p>このことから、元請、下請を通して区内事業者の比率を重要な評価項目とすることで、区の投下する資金が実質的に地域経済活性化に結びつくように誘導する。</p>
<p>品質保証 ・ アフターケア</p>	<p>改築された学校施設は今後少なくとも数十年はその機能を十分に保たなければならない。このため建築時だけでなく、長期間の使用を通しての高い品質が求められる。したがって、10年間の品質保証は必須とし、それ以上の期間の保証並びにアフターメンテナンスの提案を受けこれを自信ある施工の表れとし、重要な評価項目とする。</p> <p>また、施工業者及び配置予定技術者の過去工事の成績は、その建設業者の技術力を表わす客観的で明解な指標であり、合わせて施工に対する真摯な姿勢を示すものであることから、評価項目とする。</p> <p>さらに、学校施設としての工事上の安全対策や品質確保への工夫を意欲の表れとして捉えて、評価項目とする。</p>

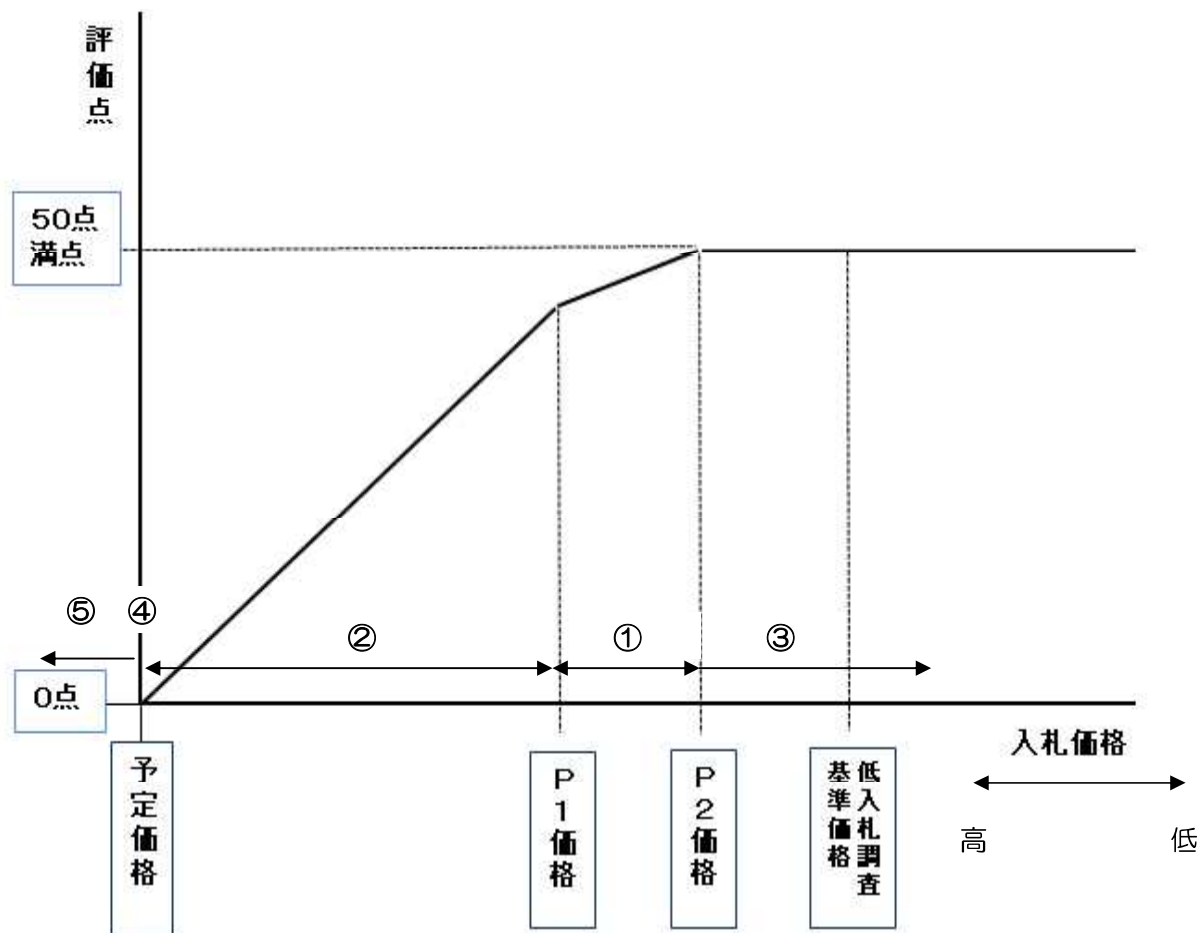
※ 評価項目の具体的指標については、評価申告書に記載してあります。

※ 価格評価点 50 点、社会的要請に関する評価点 50 点、計 100 点を満点とします。

価格点の算出方法（案）

価格点 50 点満点

【価格点のイメージ図】



1. 各設定価格の算定方式

P2 価格の算定方式

$$= (\text{直接工事費} \times 0.9) + (\text{共通仮設費} \times 0.7) + (\text{現場管理費} \times 0.7) + (\text{一般管理費等} \times 0.3)$$

P1 価格の算定方式

$$= (\text{直接工事費} \times 0.9) + (\text{共通仮設費} \times 0.8) + (\text{現場管理費} \times 0.8) + (\text{一般管理費等} \times 0.8)$$

低入札価格調査の算定方式

$$= (\text{直接工事費} \times 0.8) + (\text{共通仮設費} \times 0.7) + (\text{現場管理費} \times 0.7) + (\text{一般管理費等} \times 0.3)$$

2. 価格点の算定式

① $P1 \text{ 価格} \geq \text{入札価格} > P2 \text{ 価格}$ の場合

$$\text{算定式} = (50 \times Z1) + \{50 \times (1 - Z1) \times 2/3\}$$

$$Z1 = \frac{(\text{予定価格} - \text{入札価格})}{(\text{予定価格} - P2 \text{ 価格})}$$

② $P1 \text{ 価格} < \text{入札価格} < \text{予定価格}$ の場合

$$\text{算定式} = 50 \times Z1 \times \left[\frac{Z0 + 1}{2 \times Z0} \right]$$

$$Z0 = \frac{(\text{予定価格} - P1 \text{ 価格})}{(\text{予定価格} - P2 \text{ 価格})}$$

③ $P2 \text{ 価格} \geq \text{入札価格}$ の場合 = 50点

④ $\text{予定価格} = \text{入札価格}$ の場合 = 0点

⑤ $\text{予定価格} < \text{入札価格}$ の場合 = 失格

答 申 書

平成 22 年 10 月 13 日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男



平成 22 年 9 月 30 日付け、10 総用送第 227 号で諮問のあった江戸川区立松江小学校改築工事における落札者決定基準について、江戸川区公共調達基本条例第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立松江小学校改築工事における落札者決定基準
審議結果・ 答申内容	<p>江戸川区立松江小学校改築工事における落札者決定基準の設定は、適切であると認めます。</p> <p>ただし、以下の意見を踏まえて落札者決定基準を策定するよう留意願います。</p> <p>○ 価格以外の評価項目の評価における視点（案）について、一部分かりづらい表現や文言の使い方があるので精査願いたい。</p>